



2026年5月14日

各 位

会社名 昭和産業株式会社
代表者 代表取締役社長執行役員 塚越英行
(コード番号2004 東証プライム)
問合せ先 法務・コンプライアンス部長 横山亜紀
(TEL: 03-3257-2182)

当社株券等の大規模買付け行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続（廃止） および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、「当社株券等の大規模買付け行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）」について、これを継続せず、その有効期間が満了する2026年6月25日開催予定の第125回定時株主総会終結のときをもって廃止することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は、本プランの非継続に伴い、2026年6月25日開催予定の第125回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本対応方針の非継続について

当社は、2008年6月27日開催の当社第107回定時株主総会にて株主の皆様のご承認により本プランを導入し、直近では2023年6月23日開催の第122回定時株主総会において、株主の皆様のご承認により、その一部を変更した上で継続しておりました。

今般、本プランの有効期間満了を迎えるにあたり、2026年2月20日に公表いたしました、新たな長期ビジョン「SHOWA VISION 2035」および「中期経営計画26-29」、並びに株主還元の着実な実行こそが、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させる最善の策であるとの認識に至り、上述のとおり、本プランを継続せず、期間満了となる2026年6月25日開催予定の第125回定時株主総会終結のときをもって廃止することを決議いたしました。

本プランの廃止後においても、当社株券等の大規模買付け行為を行おうとする者が現れた場合には、金融商品取引法、会社法その他の関係法令に基づき、必要な情報の提供を求めるなど、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要な時間と情報の確保に努めるとともに、取締役会の意見の公表や、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する代替案の提示など、適切な措置を講じてまいります。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

本プランの非継続に伴い、当社定款における買収防衛策に関する規定（第8章並びに第43条）を削除するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第8章 買収防衛策	(削除)
<u>(買収防衛策)</u>	(削除)
第43条 当社は、買収防衛策の導入・継続・変更を、株主総会の決議により行うことができる。	
<u>2. 前項の買収防衛策の廃止は、株主総会または取締役会の決議により行うことができる。</u>	

(3) 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日

2026年6月25日

定款変更の効力発生日

2026年6月25日

以上